

## 道医師国保組合のお知らせ

**被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を**

## 北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

- ◎ 包括（全員）資格喪失届  
組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか
- ◎ 一部加入届  
社会保険（協会けんぽ等）離脱、出生、組合員と同一世帯になったとき、准組合員（従業員）の採用、ほか  
※家族＝組合員と同一世帯の75歳未満の方で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。  
※准組合員＝75歳未満の方で、社会保険（協会けんぽに等）に加入できない方。  
（従業員）
- ◎ 一部喪失届  
社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、組合員と別世帯になったとき、准組合員（従業員）の退職、ほか
- ◎ その他
  - ① 住所・氏名変更届  
組合員・准組合員（従業員）の住所・氏名が変更になったとき
  - ② 法第116条該当・非該当届  
家族が入学、進学により組合員と住所を別にしたとき、修学を終了したときまたは組合員と同一世帯になったとき

※ 届け出用紙の備付（本組合ホームページからも入手できます。）および届け出先

各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

\* ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合：業務（資格）係

TEL 011-271-7471